

市政記者各位

福島市

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、ご報告いたします。

【事案①】

勤務場所	本庁	職	一般職員	年齢	20歳代	性別	女
事件の概要	当該職員は、通勤届において通勤方法をバス（公共交通機関）としていたにも関わらず、家族による送迎で通勤し、通勤届とは異なる通勤方法であることを認識しつつ、変更の手続きを怠り、平成31年4月から令和8年2月までの6年11ヶ月分の通勤手当668,620円を不適正に受給していたもの。 なお、当該職員はすでに返還手続きを進めている。						
処分内容	戒告						
処分理由	法令や服務規律の遵守に率先して取り組むべき市職員が、福島市職員の給与に関する条例等に規定する通勤手当の支給要件等を認識していたにも関わらず、故意に通勤届の変更を怠り、通勤届の内容と異なる方法で通勤し、通勤手当を不適正に受給したことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、公務に対する市民の信頼を著しく裏切る行為である。 本事案の行為は、職員による信用失墜行為を禁ずる地方公務員法第33条に抵触すると認められ、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと判断し、懲戒処分を行うものである。						
処分年月日	令和8年3月30日						

【事案②】

勤務場所	出先機関	職	一般職員	年齢	60歳代	性別	男
事件の概要	当該職員は、通勤届において通勤方法を自動車としていたにも関わらず、自転車通勤し、通勤届とは異なる通勤方法であることを認識しつつ、変更の手続きを怠り、令和6年4月から令和8年2月までの1年11ヶ月分の通勤手当126,500円を不適正に受給していたもの。 なお、当該職員はすでに返還手続きを進めている。						
処分内容	戒告						
処分理由	法令や服務規律の遵守に率先して取り組むべき市職員が、福島市職員の給与に関する条例等に規定する通勤手当の支給要件等を認識していたにも関わらず、故意に通勤届の変更を怠り、通勤届の内容と異なる方法で通勤し、通勤手当を不適正に受給したことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、公務に対する市民の信頼を著しく裏切る行為である。 本事案の行為は、職員による信用失墜行為を禁ずる地方公務員法第33条に抵触すると認められ、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと判断し、懲戒処分を行うものである。						
処分年月日	令和8年3月30日						

【事案③】

勤務場所	出先機関	職	会計年度任用職員	年齢	60歳代	性別	男
事件の概要	当該職員は、勤務場所へ自動車出勤した際、職場において、出勤時のアルコールチェックを行ったところ、道路交通法及び道路交通法施行令に規定する酒気帯び運転の基準値を超える呼気中アルコール濃度が検出され、出勤時に酒気帯び運転の状態であったことが判明したものと、 なお、本事案については、警察による検挙はされていない。						
処分内容	当該職員：停職3ヶ月 当該職員の上司：文書による厳重注意						
処分理由	法令や服務規律の遵守、交通安全の推進に率先して取り組むべき市職員が、警察による検挙はされていないものの、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中アルコール濃度を超過する状態で出勤時に自動車を運転したことは、酒気帯び運転を禁止する道路交通法第65条に抵触するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、公務に対する市民の信頼を著しく裏切る行為である。 本事案の行為は、職員による信用失墜行為を禁ずる地方公務員法第33条に抵触すると認められ、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと判断し、懲戒処分を行うものである。						
処分年月日	令和8年3月30日						

問い合わせ	総務部人事課人事管理係 TEL024-525-3703（直通） 課長 遠藤 武宏 係長 秋葉 和人
-------	--

本市職員の懲戒処分に関する市長コメント

この度の不祥事3件は、常に法令等の遵守や交通安全の推進に率先して取り組むべき市職員としてあるまじき軽率で身勝手な行為であり、また、市民の皆さまの市政に対する信頼を大きく損なったことを深くお詫び申し上げます。

厳正なる処分をもって対処したところであり、今後、このような事態を起こすことのないよう、職員に対し、公務員としての倫理と綱紀粛正を徹底するとともに、市職員として法令遵守と責任をもった行動をとるよう促し、再発防止と市民の皆さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。